

## 普及委員会規則

### (総則)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟(以下「日連」という。)定款第 41 条に基づく専門部・専門委員会組織規則(以下「組織規則」という。)第 7 条第 7 号の普及委員会(以下「本委員会」という。)について定める。

### (目的)

第 2 条 本委員会が目的とする業務は以下のとおりとする。

- (1) アマチュアボクシングの普及を目的とする活動の企画・立案・実施
- (2) 前号に関連する他の委員会との連携及び付随する業務

### (基本活動)

第 3 条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 登録会員数の把握・分析・報告
- (2) 各種イベントに関すること
- (3) 各大会の参加者数増加に関すること
- (4) 広報戦略委員会と連携した情報発信に関すること
- (5) その他、普及に関すること

### (構成)

第 4 条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1~2 名
- (3) 委員 9~20 名

### (委員選出)

第 5 条 本委員会の委員長及び副委員長は、組織規則第 8 条第 4 項による日連担当理事(以下「担当理事」という。)が推薦した者を日連理事会にて選任し、会長が委嘱する。委員は、副委員長及び担当理事が、専門的知識を有する者や学識経験者から選任し、会長が委嘱する。

### (活動費)

第 6 条 委員長は、年間活動計画及び予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 本委員会の活動にあたっては、日連の規則に従って旅費又は日当が支給される。

### (委員会の招集及び議長、議事録)

第 7 条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 委員長は委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録する。

### (規則の改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規則は令和 6 年 6 月 30 日より施行する。